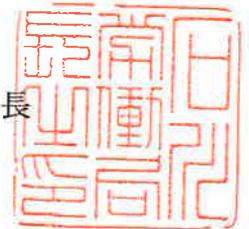


石労発 1222 第 1 号  
令和 5 年 12 月 22 日

(一社) 金沢労働基準協会 会長 殿

石川労働局長



### 感電死亡災害等撲滅に向けた要請について

日頃より、労働行政の運営にご理解ご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、令和5年8月2日に、通電状態の電線を電力量計と接続する作業(以下、「低圧活線作業」という。)中に、長さ調整のために電線を切断しようとして感電し電気工事士(以下「被災者」という。)が死亡するという重篤な労働災害が発生しました。原因は、低圧活線作業において、絶縁用保護具を使用させるなどの安全対策を怠ったことによるものです。

また、気温が摂氏 35 度程度の炎天下で、被災者の身体は多量の発汗により電気を通しやすい状況であったことも影響したものです。

電気工事等において感電災害を防ぐには、工事施工前にリスクアセスメントを実施し、事前に活線作業を避けることができないかを検討すること、やむを得ず活線作業となる場合は必ず絶縁用保護具をすること、使用する工具には持ち手がゴム製であっても絶縁用ではない工具が大半であり絶縁用保護具は必ず着用すること(仮に絶縁用工具であったとしても絶縁用保護具の着用は必須)などの対策を実施する必要があります。

については、貴団体から、傘下の会員事業場に対して、低圧活線作業等感電の危険のある作業に対する安全対策の徹底を周知啓発いただきますよう要請いたします。